

令和6年度 医業承継セミナー

と き 令和7年1月16日(木) 15:00～16:33

ところ ZOOM を使用してのオンライン講習

[報告: 副会長 沖中 芳彦]

はじめに

医業経営に関するセミナーは今回で6回目を数える。この日の資料は、県医師会ホームページの「医業」にPDF形式で掲載しているので、必要な方はダウンロードをお願いする。

なお、当セミナーの講演内容は一般的な解説であり、当記事はそれを要約してまとめたものである。個々の医療機関における承継と運営に関しては、各々顧問先等の税理・会計事務所へまず相談することをお勧めする。医業承継とは、親族の財産管理であり、その不動産売買の領域である。また、前院長と後継した院長の診療の方針、従業員雇用問題、承継後の課税などを複合的に意識しておかないと、トラブルになるケースも考えられる。決して一人に対応せず、親族・関係者間で情報共有することが望ましい。

過去のセミナーの会報記事

- ・1回目 令和元年12月号(1013～1016頁)
- ・2回目 令和3年3月号(206～211頁)
- ・3回目 令和4年2月号(140～143頁)
- ・4回目 令和5年4月号(252～254頁)
- ・5回目 令和6年2月号(110～117頁)

講演1

医業承継支援事業等について

山口県健康福祉部医療政策課

主任主事 前田 陽平

支援事業

医師の高齢化、後継者不在で閉院のケースが考えられるため、地域医療の重要な担い手を確保するために支援事業を行っている。

山口県では、診療所・病院の数は平成11年時1,496施設であったが、令和4年には1,363施

設になっている。また、山口県の医師の平均年齢は53.3歳と、全国で2番目に高い。県は県医師会に医業承継支援事業を業務委託し、対策を検討しているところである。事業内容としては、県、医師会、金融機関等で構成する「医業承継推進連絡会議」での諸問題の検討、今回のようなセミナー開催、相談窓口業務である。

山口県へき地医業承継支援事業費補助金

令和6年から、へき地における医療提供体制の維持を図ることを目的とし、へき地に所在する民間診療所等の承継について補助する制度を創設した。

※「へき地」…過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、山村振興法に基づく各指定地域。

補助対象者は、へき地に所在する診療所等の譲受者で、補助対象経費は承継に伴う診療所等の施設・設備整備、広告経費等で、その2分の1を補助するものである(補助上限額は450万円)。対象の要件は、県が行う医業承継支援事業によりマッチング^(注)され、医業承継成立の日から1年以内に申請を行ったものであること、へき地に所在する民間診療所等を譲受する承継であること、補助金交付後、5年を経過する前に承継した診療所等を継続して運営することができず、本事業の目的を達成できなくなった場合は返還を求めること、としている。

申請期間は令和6年4月1日から募集を開始(ただし、予算上限に達し次第、受付終了)、補助金申請は山口県健康福祉部医療政策課のページからダウンロードできる。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/261222.html>



お問い合わせは山口県健康福祉部医療政策課医師確保対策班、電話 083-933-2937 まで。

注：「マッチング」とは、「譲受希望」として登録しマッチングを経ることで、要件を満たすことになっている。

講演 2

医業承継の方法と課税関係

～第三者承継と親族内承継～

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
山口県支部支部長

税理士・社会保険労務士 木下 徹彦

木下税理士には、昨年1月11日にも講演をいただいた（令和6年2月号掲載）。講演項目が重なる部分は、過去の掲載記事をご覧ください。講演内容でポイントとなる部分を、以下に記す。

承継に関する現状と、計画のタイミング

令和4年の厚労省調査では、全国の診療所の医師の過半数が60歳以上となり、事業承継の必要性も大きくなっている。そのため、県行政と医師会もその支援を行っている。日医総研の2020年の調査では、承継の方法は親族承継が6割であるが、そのほかは閉院や第三者承継も考えているということである（複数回答）。しかしながら、半数近くは現時点で後継者との接点はないという状況であった。この日、木下税理士により提示されたスケジュール（前回セミナーで村田講師が提示）では、承継するならば1年以上前から融資相談、譲渡内容の評価、患者や周辺住民への理解、医療従事者の雇用、広告、不動産の増改築、各種届出が必要となる。税理士等の専門家への早めの相談も当然必要となる。

承継することのメリット・デメリット

譲渡側（現院長）としては、後継者問題解消、

地域住民への医療提供の継続、スタッフの継続雇用、引退後の資金確保などのメリットがある一方で、後継者との診療方針の違いにより、診療所の信頼を失ってしまうリスクもありうる。承継後にトラブルが生じた場合は、想定外の責任を負うこともあるため、最終契約で「表明保証」を行う必要がある。「表明保証」とは診療所が問題を抱えていないことを表明し、誤りならば責任を取ると譲渡側が宣言することである。

譲受側（新院長）としてのメリットは開業資金を抑えることができる点、既存の患者を引き継ぐことができる点、医療法人の場合は設立の手間が省ける点がある。一方、現院長の診療を目的とした患者も少なからずいるため、承継後に同等数の患者を確保できない可能性、引き継いだ医療従事者の給与が高く雇用契約の際の障壁となる点、機器の老朽化と更新などのデメリットもある。

承継手続きの際は、これらを考慮しておかないといけない点は、過去セミナーでも同様の注意事項である。

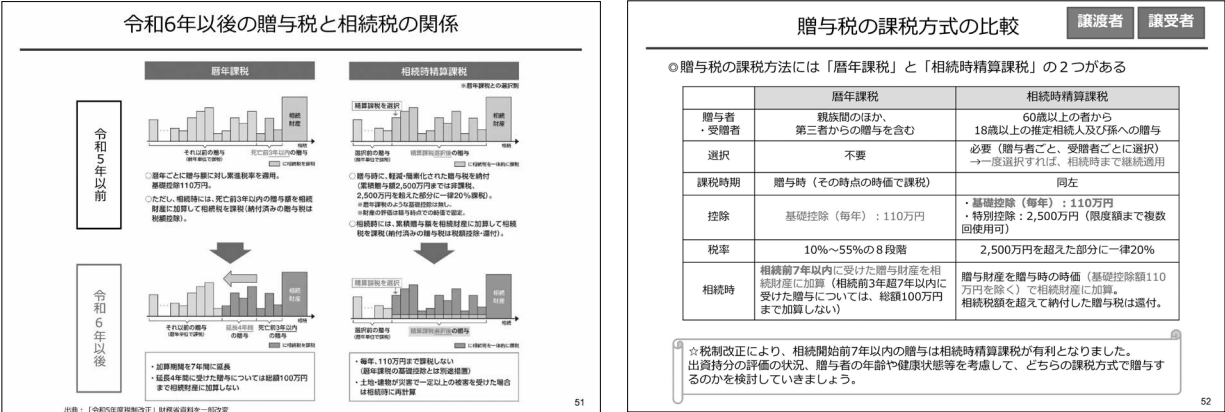
個人診療所、持分あり医療法人 / 持分なし医療法人の第三者承継

令和6年2月号を参照。

持分あり医療法人の親族内承継

演者によれば、この場合は対策が必要とのことである。出資持分は個人財産であり、移転するには税金を考慮する必要がある。相続時は相続財産となり、出資持分の評価が高い場合（評価額が当初より膨れあがっている）は、相続税の負担が大きくなり、生前に遺言を作るなどの親族間調整が必要となる。承継方法が譲渡であれば譲る側に所得税等が課税され、贈与や相続すれば受けた側にそれぞれ贈与税、相続税が課税される。

相続税対策としては、計画的に後継者に対して出資持分を贈与する方法あるいは相続時精算課税制度の利用がある。計画的に出資持分の評価を引き下げていく必要があり、その例としては、役員報酬を適正な範囲で増額、生前の役員退職金、損金扱いできる修繕工事や生命保険契約がある。



令和6年以降の贈与税と相続税の関係【新情報】

昨年1月以後に贈与を受ける場合、令和6年分の贈与から贈与税と相続税の計算方法が変わる。暦年課税の場合は、生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始前3年以内から7年以内に延長したことと、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額は、総額100万円まで加算対象外と改正された。また、相続時精算課税の場合は年110万円の基礎控除が創設された（図）。

税制改正で、相続開始前7年以内の贈与は相続時精算課税が有利となったが、出資持分の評価の状況や贈与者の年齢と状態を考えて、課税方式を選択するほうがよいであろう。

暦年課税…1年間に受けた贈与に課税される方法。いわゆるデフォルト。
相続時精算課税…60歳以上の父母又は祖父母から18歳以上の子や孫への生前贈与において、贈与を受ける子・孫の選択により利用できる制度。

認定医療法人制度を利用して持分なし医療法人へ移行

持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行した際、原則として医療法人を個人とみなして贈与税が課税される。一定の認定要件を満たした認定医療法人が持分なし医療法人に移行した場合は、贈与税が非課税となる。出資持分の評価が高

い場合は、認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人に移行することも可能である。ただし、移行後6年以内に件の法人制度の認定要件を満たさなくなった場合は認定が取り消される可能性があり、その場合は贈与税がさかのぼって課税となる。そのためこの認定要件は非常に大切である。その要件の詳細は、次のとおりである。

認定医療法人への移行計画認定の要件

認定要件は、1) 社員総会の議決があること、2) 適正な移行計画であること、3) 移行計画期間が5年以内であること、4) 適正な法人運営であること、の4件であり、運営に関する要件（贈与税非課税のための要件）は、1) 法人関係者に対する特別利益供与の禁止、2) 役員報酬が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること、3)（第三者に対して）特別利益供与の禁止、4) 遊休財産額は事業費の額を超えないこと、5) 法令違反/隠蔽の禁止、6) 社会保険診療等の保険収入割合が全収入金額の80%を超えること（8割要件）、7) 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準であること、8) 医業における収入が医業費用の150%以内であること、の8件である。

留意点としては、関係者及び第三者に対して特別な利益供与をしない事であるが、役員等に社宅を貸与している場合、社用車の利用、福利厚生施設や会員権の使用は、合理的な理由や利用規定などがないと、特別な利益供与とみなされるので注意が必要である。いわゆるMS法人の役職員を兼

務しないことも注意点である。

また、理事長所有の不動産を病院の敷地として法人が賃借する場合などは、支払う賃料が適正かどうかの検証が必要であり、不当に高額であれば特別の利益供与とみなされるため、近隣の類似物件や路線価、過去の取引をもとに客観的に説明ができるようにしておかなければならない。

役員報酬が不当に高いと指摘されないようにすることもポイントで、役員報酬・退職金規定を作成しておく必要がある。

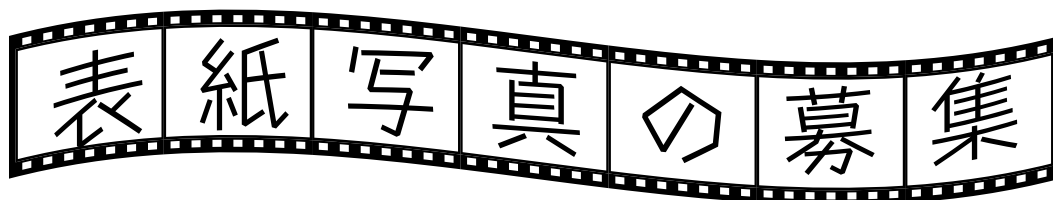
認定医療法人制度の延長（参考）

まだ先の事であるので、確定ではない。認定医療法人制度は令和8年12月末までであるが、令和8年度の税制改正要望でさらに3年延長する検討がなされているようである。これはあくまで現時点での情報である。

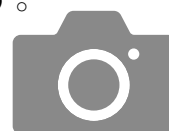
まとめ

演者によれば、まずは個人事業主か法人運営か、医療法人なら持分ありか否かなど、自院がどのパターンかを把握しておくべきである。第三者承継の成否のカギは、互いの尊重（歩み寄り）が必要であることは、過去のセミナーの演者も口をそろえて述べておられる。「この先生に引き受けてもらいたい」、「この先生の診療方針を引き受けたい」という両者の強い思い、その一致が重要である。

今回新たな項目であった「持分あり医療法人の親族内承継」では、出資持分の移転の検討と、相続税対策としての生前贈与や認定医療法人から持分なし医療法人への移行も選択肢の一つであること、その際の留意事項も注視すべきであると、講演いただいた。



山口県医師会報の表紙を飾る写真を随時募集しております。
アナログ写真、デジタル写真を問いません。
ぜひ下記までご連絡ください。
ただし、山口県医師会会員撮影のものに限ります。



〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1 山口県医師会総務課内 会報編集係
E-mail : kaihou@yamaguchi.med.or.jp